

北名古屋市週休2日工事实施要領

(目的)

第1条 “地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、発注者指定型の週休2日工事を実施する。発注時は「完全週休2日(土日)」を指定することとし、受注者は本取組の趣旨を踏まえ、休日の「量」の確保だけでなく「質」の向上を目指すものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態
- (2) 工事完成日 完成通知書提出日

(対象工事)

第3条 北名古屋市の発注する工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 設計金額が1,000万円未満の工事
- (2) 公共建築工事積算基準を適用する工事
- (3) 著しく施工期間が短い工事(施工必要日数が5日以内の工事)
- (4) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (5) 緊急の応急復旧工事

(形式)

第4条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、(参考1)及び(参考2)によることとする。

- (1) 完全週休2日(土日)(参考1)

完全週休2日(土日)とは、対象期間(第5条)内において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。

ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行ってれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日（参考2）

月単位の週休2日とは、対象期間（第5条）内のすべての月ごとにおいて現場閉所率（現場閉所日数/対象期間日数）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休2日（参考3）

週休2日とは、対象期間（第5条）内において現場閉所率（現場閉所日数/対象期間日数）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

（対象期間）

第5条 対象期間は契約締結日の翌日から工事完成日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業

を余儀なくされる期間)

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第6条 積算における補正係数は次のとおりとする。

- (1) 発注者は当初設計にて、補正係数表の「完全週休2日(土日)」の補正係数を適用する。
- (2) 「完全週休2日(土日)」が達成できない場合、現場閉所状況に応じて以下の補正係数に変更する。
- (3) 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

補正係数表

| 現場閉所状況の 適用区分 | 完全週休2日 (土日)※ | 月単位の週休2日 (4週8休以上) | 月単位の週休2日未満 (補正なし) |
|-----------------|-----------------|----------------------|----------------------|
| 労務費 | 1.02 | 1.02 | 1.00 |
| 共通仮設費率 | 1.02 | 1.01 | 1.00 |
| 現場管理費率 | 1.03 | 1.02 | 1.00 |

※当初設計時適用補正係数

- (4) 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による
- (5) 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別紙2による
- (6) 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙3による
(取組内容)

第7条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書において以下の内容を明示する。
 - ア 本要領の対象工事であること
 - イ 第5条(7)に該当する非対象期間を設定する場合はその内容
 - ウ 対象外工事の場合はその理由
- (2) 工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。
- (3) 受注者は、当初施工計画書に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所計画表を添付し提出する。
- (4) 受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施結果(現場閉所日及び非対象期間を明示)を提出するものとし、監督員はこれを確認す

る。

- (5) 受注者は完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (6) 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (7) 受注者は、通期の週休2日及び月単位の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日前に契約した対象工事については、なお従前の例による。